

開門を機に森山地区の排水対策の実施を

2009年7月

有明海漁民・市民ネットワーク

諫早市森山地区では、6月29日に176ミリ、30日54ミリ、7月1日47ミリ、3日98ミリの日雨量が記録され、4日間も農地が水浸しになる事態が発生しました。このため農業者が長崎県に対して「農地が水没する」などとして、潮受堤防南部排水門からの排水に加え北部排水門からの排水も要求したと報道されました。他方北部排水門近くの小長井漁協の組合員たちは、「小潮時の大量排水はアサリ養殖に被害を及ぼす」として、堤防管理事務所に抗議。案の定、その後小長井沖では赤潮の発生が確認されました。

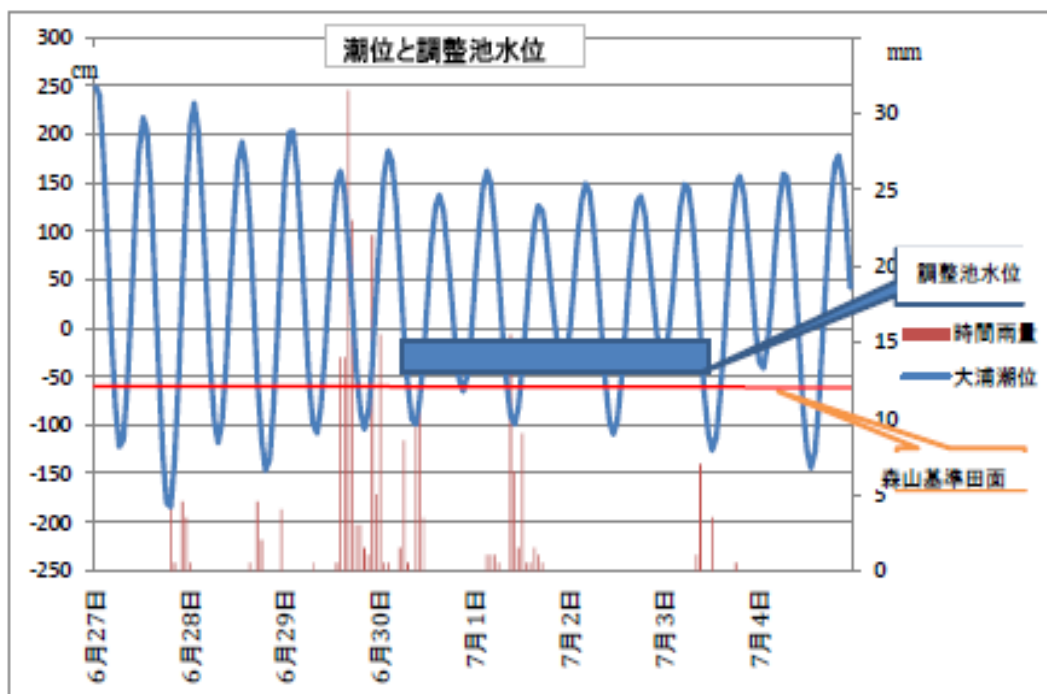
農・漁業者双方からの抗議を受けるという「板挟み」状態となった長崎県知事は、結局双方に謝罪しましたが、「防災効果」が売り物だった諫干完成後に、なぜこうした事態が発生したのでしょうか。それは潮受け堤防と調整池の存在がもたらした必然的な結果というほかないと思われまますので、その点を以下に検証してみます。

今回、湛水被害が生じた森山地区の基準田面は-0.6mという、いわゆるゼロメートル地帯です。しかし国営諫早湾干拓事業計画が練られ始めた1982年以降は、森山地区の防災対策は「いずれ諫干が出来て、-1m管理によって自然排水が出来るようになるのだから」として見送られ、旧来からあった小さなポンプも老朽化したままに放置されていました。しかもこの地域は農業用水が不足しがちな場所だったので、地下水の汲み上げによって地盤沈下問題も起こしていました。今回冠水被害を受けた共栄干拓地（正式には国営諫早干拓と言い昭和38年から供用開始。国営諫早湾干拓とは異なる）では、用排水路が分離されずに海と平行に設置されているため、大雨時の排水が円滑にいかないという問題も抱えていました。

潮受堤防が閉め切られ、調整池の通常水位は-1mになったのですから、途中のボトルネックさえなければ-0.6mの森山地区の排水はスムーズになったと考えられます。調整池水位が上昇しない通常の降雨であれば、満潮時でも自然排水が可能となるので、農水省はこれを諫干による常時排水の「防災効果」として宣伝しています。しかし小雨の「常時」ではなく、大雨の「非常時」ではどうでしょうか。6月末からの降雨によって、調整池水位は6月30日から7月3日までの4日間、-21cmから-49cmの間に上昇したまま維持されてしまいました。このために森山地区からの自然排水は不可能となり、湛水被害が長引く結果となったわけです。もちろんその間、海水面が調整池水位を下回る時間帯に限られるとはいえ、潮受け堤防の排水門からは6月29日からの5日間で、都合7回にわたり合計4645万トンもの大量排水が行われました。それでも調整池水位を低めることが出来なかったのです。結局諫干の「-1m管理の効果」というのは、雨の少ない「常時」にしか機能せず、最も肝心な大雨時（非常時）には湛水被害を避けることが出来ない宿命を背負っていると

言わざるを得ません。それでもこれを「防災効果」と強弁するのは、言葉の定義からしても私たちには理解できないことです。

では、もし潮受け堤防や調整池が無かったとしたら、今回の降雨で森山地区はどうなっていたでしょうか。その場合には、森山の雨水が流れる先は調整池ではなく海だったはずですから、この間の諫早湾の潮位を見てみれば解ります。



上の図で明らかなように、農地が湛水していた6月30日から7月3日までの間に、森山の標高 -0.6m よりも潮位が下がる機会が4回もありました。その干潮の時に、低平地の水は海に自然排水されていたはずなのです。その機会を奪って、4日間もの間農地を水浸しにしたのは、潮受け堤防によって海と区切られた調整池の存在だったことは明らかです。

もちろん満潮の前後、数時間は自然排水は不可能になりますが、干潮を待てば水は引いていきます。その満潮時間帯が問題なのだとすれば、その時にこそ、排水機（ポンプ）によって低地に下ってきた水を海や川に強制排除してやれば良いわけです。台風シーズンを控えた今、森山地区の防災にとって早急に必要なのは、排水機場の建設と、その排水機場までの水路の拡幅整備です。

水門を開放して調整池に海水を導入する場合も同様です。調整池水位は基本的には海の潮位に連動しますから、干潮時には自然排水、満潮時でもポンプ排水が可能になれば、今回のような被害を招くことはありません。開門が実施されることになれば、農業用水の手当や排水対策は全額国の負担で行われます。開門は、長年の懸案だった森山地区の排水対策を実施するまたとない機会なのです。それでも諫早市長が開門を拒むのであれば、その理由はいったい何なのでしょう。